

防災工学概論

第9回 防災関係法

鈴木 猛康

4つの防災対策の整理

- ◆ **災害予防(Mitigation)**
災害による人命や財産に対する脅威を除去または軽減する対策、建物などの構造上の危険性、什器・備品など構造物以外の物の危険性、危険物などによる脅威などを対象とした主にハード的な対策を指します。その効果は対策を講じれば持続するものです。
- ◆ **準備(Preparedness)**
災害発生時に安全な行動をとり、災害に効果的な対応を行い、その後平常状態に復旧・復興する手順等を事前に準備することを指します。主に、ソフト的な対策をいいますが、災害予防(Mitigation)を含めて緊急事態の準備(Preparedness)ということもあります。
- ◆ **対応(Response)**
事前に決めた対応手順を実行に移すことを指します。通常、応急対応・応急復旧まで含めます。
- ◆ **復興(Recovery)**
事前に決めた復旧手順を実行に移し、被災者の生活を立て直す支援を行い、災害から復興することを指します。

災害対策の歩み(戦前)

- 罹災者救助
備荒儲蓄法(びこうちよちくほう)(明治13年～明治32年)・・・罹災困窮者に対する食料、小屋掛料、農具および種穀料の支給、地租の補助または貸与
罹災者救助基金法(明治32年)

災害対策の歩み(戦前)

- 災害予防
 - 河川法(明治29年)
 - 砂防法(明治30年)
 - 森林法(明治30年)以上を治水3法という。
 - 災害復旧
 - 災害準備基金特別会計法(明治32年)・・・公共土木施設の災害復旧事業に対する国庫助成の制度
- 関東大震災(大正12年)、北丹後地震(昭和2年)、三陸地震津波(昭和8年)等、極めて甚大な災害に対しては勅令により特別な補助が行われた

表1-2-1 昭和20年以降の我が国の主な自然災害の状況

年月日	災害名	主な被災地	死者・行方不明者数
昭和 20. 1. 13	三河地震 (M6.4)	愛知県南端	2,300人
9. 17 ~	18 札幌台風	西日本 (特に広島)	3,750人
21. 12. 21	南海地震 (M8.0)	中部以西の日本各地	1,443人
22. 8. 14	浅間山噴火	浅間山周辺	11人
9. 14 ~	15 カスリーン台風	東海以北	1,000人
6. 28 ~	16 奄美地震 (M7.1)	奄美半島とその周辺	3,700人
9. 15 ~	17 アイオン台風	四国-東北 (特に岩手)	838人
25. 9. 2 ~	4 ジェーン台風	四国以北 (特に大分)	500人
25. 10. 13 ~	15 4-5号台風	全国 (特に山口)	983人
27. 3. 4	15 十勝沖地震 (M8.2)	北海道南端、東北北部	33人
28. 6. 25 ~	20 大川 (前編)	九州、四国、中国 (特に北九州)	1,013人
7. 16 ~	24 南紀豪雨	東北以西 (特に新潟山)	1,124人
29. 5. 8 ~	12 嵐子 (後編)	北日本、近畿	670人
9. 25 ~	27 洞爺丸台風	全国 (特に北海道、四国)	1,761人
32. 7. 25 ~	28 瀬早豪雨	九州 (特に瀬早周辺)	722人
33. 6. 24	28 阿蘇山噴火	阿蘇山周辺	12人
9. 26 ~	28 伊勢湾台風	近畿以南 (特に静岡)	1,200人
34. 9. 26 ~	27 伊勢湾台風	全国 (九州を除く、特に愛知)	5,000人
35. 5. 23	ナリ地震津波	北海道南端、三陸海岸、志摩海岸	142人
28. 1.	昭和28年1月豪雪	北陸、山陰、山梨、滋賀、岐阜	231人
30. 6. 16	新潟地震 (M7.5)	新潟県、秋田県、山形県	20人
40. 9. 10 ~	18 台風第23、24、25号	全国 (特に徳島、兵庫、熊本)	381人
41. 9. 23 ~	25 台風第24、25号	中部、関東、東北、特に静岡、山梨	317人
42. 7.	7. 8月豪雨	中部以西、東北南端	329人
43. 5. 16	15 十勝沖地震 (M7.9)	青森県を中心に北海道南部・東北地方	52人
47. 7. 3 ~	15 台風第6、7、9号及び7月豪雨	全国 (特に北九州、島根、広島)	447人
49. 5. 9	伊豆半島地震 (M6.9)	伊豆半島南端	20人
51. 9. 8 ~	14 台風第17号及び9月豪雨	全国 (特に香川、岡山)	171人
52. 1.	雪害	東北、近畿北部、北陸	101人
52. 8. 7 ~ 53. 10.	有馬山噴火	北海道	3人
53. 1. 14	伊豆大島沿岸地震 (M7.0)	伊豆半島	25人
54. 10. 17 ~	20 台風第20号	宮城県	28人
55. 12. ~ 56. 3.	雪害	全国 (特に東海、関東、東北)	115人
57. 7. ~ 8.	7. 8月豪雨及び台風第10号	東北、北陸	152人
58. 5. 26 ~	29 舞鶴原豪雨	全国 (特に長崎、熊本、三重)	450人
7. 20 ~	29 舞鶴原豪雨	秋田県、青森県	101人
10. 3	12 三宅島噴火	山陰以西 (特に島根)	117人
12. ~ 50. 3.	雪害	三宅島周辺	-
50. 9. 14	長野西部地震 (M6.8)	東北、北陸 (特に新潟、富山)	131人
61. 11. 15 ~	12 18 伊豆大島噴火	長野県西部	20人
2. 11. 17 ~	雪害	伊豆大島	-
5. 7. 12	8. 7 北海道南西沖地震 (M7.9)	長崎県	44人
7. 31 ~	7. 31 平成5年8月豪雨	北海道	230人
7. 17	17 阪神・淡路大震災 (M7.3)	全国	79人
12. 3. 31 ~ 13. 6. 28	有珠山噴火	兵庫県	6,037人
6. 25 ~ 17. 3. 31	三宅島噴火及び新島・神津島近海地震	北海道	1人
16. 10. 20 ~	21 台風第23号	東京都	84人
19. 2. ~	平成19年(2004年)新潟県中越後地震 (M6.8)	全国	67人
17. 12. ~ 18. 3.	平成18年豪雪	新潟県	152人
		北陸地方を中心とする日本海側	152人

1. 死者・行方不明者について、風水害は500人以上、雪害は100名以上、地震・津波・火山噴火は10人以上のものほか、災害対策基本法による非常災害対策本部等政府の対策本部が設置されたもの。
2. 阪神・淡路大震災の死者・行方不明者については平成17年12月22日現在の数値。いわゆる関連死を除く。

災害対策の歩み(戦後復興期)

- 災害応急対策
 - 災害救助法(昭和22年)・・・災害応急対策を組織的に行うための救助活動全般を規定、救助費用の国庫と都道府県の分担関係を明記
 - 消防組織法(昭和22年)
 - 消防法(昭和23年)
 - 水防法(昭和24年)
- 南海地震(昭和21年)を契機として制定

災害対策の歩み(戦後復興期)

- 災害予防
 - 海岸法(昭和31年)
 - 地すべり等防止法(昭和33年)←諫早水害(昭和31年)
 - 治山治水緊急措置法(昭和35年)←伊勢湾台風(昭和34年)

災害対策の歩み(戦後復興期)

- 災害復旧
 - 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(公共土木負担法)(昭和26年)
 - 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律(暫定法)(昭和25年)
 - 公立学校施設災害復旧費国庫負担法(公立学校負担法)(昭和28年)

災害対策基本法

- 昭和36年(1971)に制定され、災害対策の基本となる事項を定めている我が国の災害対策の一般法
 - 防災に関する責務や組織
 - 防災計画
 - 災害予防, 応急対策, 復興対策の各段階における主体や役割や権限
 - 財政金融措置
- 伊勢湾台風(昭和34年)を契機として制定

国の責務

- 国土・国民の生命・身体・財産を災害から保護する使命を有する
- 組織及び機能のすべてをあげて防災に関し万全の措置を講ずる

非常災害※の場合には、政府は緊急対策本部あるいは非常災害対策本部を設置

※ 非常災害…大規模な災害であって、都道府県の段階では十分な災害対策を講ずることができないような災害

都道府県の責務

- 地域, 住民の生命・身体・財産を災害から保護
- 防災計画の作成及び実施
- 区域内の防災に関する事務・業務の総合調整

市町村の責務

- 地域, 住民の生命・身体・財産を災害から保護
- 防災計画の作成及び実施

指定公共機関・地方指定公共機関の責務

- 業務に係わる防災計画を作成・実施
- 都道府県・市町村への協力
- 業務を通じて防災に寄与

住民等の責務

- 防災に関する責務を有する者は誠実にその責務を果たす
- 自ら災害に備えるための手段を講ずる
- 自発的な防災活動に参加する等、防災に寄与

防災計画

第34条 防災基本計画の作成及び公表等（中央防災会議）

第36条 防災計画に基づく指定行政機関による防災業務計画の作成等

第39条 防災基本計画に基づく指定公共機関の防災業務計画の作成等

第40条 防災基本計画に基づく都道府県地域防災計画の作成等

第42条 防災基本計画に基づく市町村地域防災計画の作成等

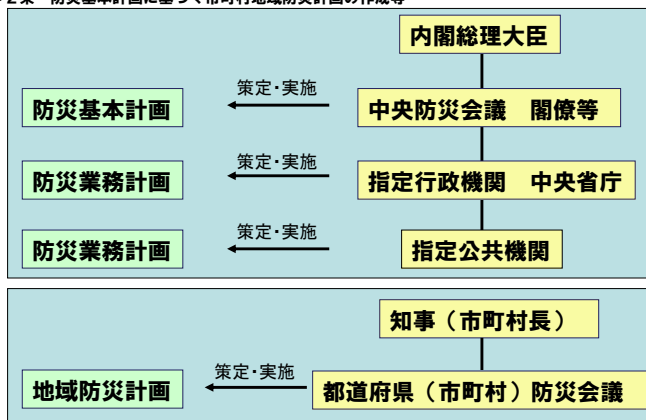


図2-1-1 中央防災会議

中央防災会議			
会長	内閣総理大臣		
委員	防災担当大臣をはじめとする全閣僚 (17名以内)	指定公共機関の長 (4名) 日本銀行総裁 日本赤十字社社長 NHK会長 NTT社長	学識経験者 (4名) 地震予知総合研究委員会 地震調査研究センター所長 阿部 勝征 富士宮基科大学大学院 環境防災研究科教授 重川 希志依 静岡県知事 石川 嘉延 日本消防協会理事長 秋本 敏文
			内閣総理大臣、防災担当大臣 諮問 答申 意見具申
専門調査会			
<ul style="list-style-type: none"> ●東南海、南海地震等に関する専門調査会（平成13年10月3日発足） ●災害教訓の継承に関する専門調査会（平成15年7月31日発足） ●首都直下地震避難対策等専門調査会（平成18年8月16日発足） ●大規模水害対策に関する専門調査会（平成18年8月29日発足） 			
幹事会			
会長	内閣府大臣政務官		
顧問	内閣危機管理監		
副会長	内閣府政策統括官（防災担当）、消防庁次長		
幹事	各府省庁局長クラス		
【役割】			
○ 防災基本計画及び地震防災計画の作成及びその実施の推進			
○ 非常災害の際の緊急措置に関する計画の作成及びその実施の推進			
○ 内閣総理大臣・防災担当大臣の諮問に応じての防災に関する重要事項の審議 （防災の基本方針、防災に関する施策の総合調整、災害緊急事態の布告等）等			
○ 防災に関する重要事項に関し、内閣総理大臣及び防災担当大臣への意見の具申			

指定公共機関とは

独立行政法人：防災科学技術研究所，国立病院機構，土木研究所・・・

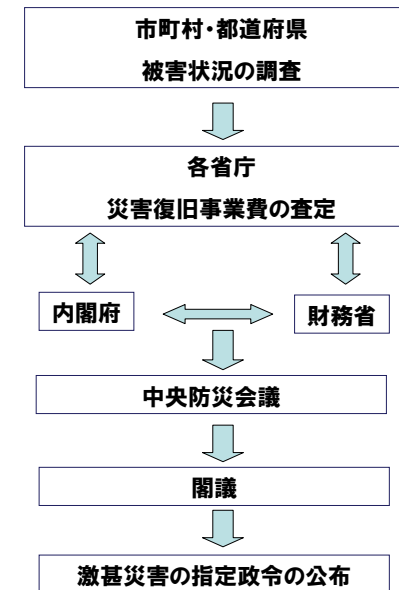
日本放送協会，日本銀行，日本郵政，日本赤十字社・・・

高速道路会社，旅客鉄道会社，日本通運，日本貨物・・・

電力会社，ガス会社，

日本電信電話，東日本電信電話，西日本電信電話，NTTドコモ各社，KDDI

災害の発生



激甚災害制度

激甚災害制度とは、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」に基づき、国民経済に著しい影響を及ぼす災害に対して、

1. 地方財政の負担の緩和
2. 被災者に対する特別の助成

を行うことが特に必要であると認められる場合に、その災害を激甚災害として政令で特定し、あわせてその災害に対して適用する特別措置を指定するものである。

森林災害復旧事象に対する補助の特例の認定基準：

林業被害見込み額 > 全国生産林業所得推定額 × 5%

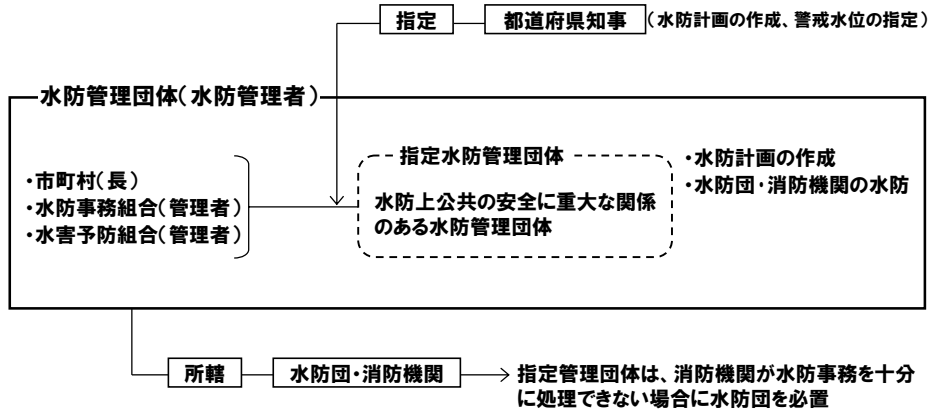
罹災者公営住宅建設等に対する補助の特例の認定基準：

A指定：被災地全域減失戸数 4,000戸以上

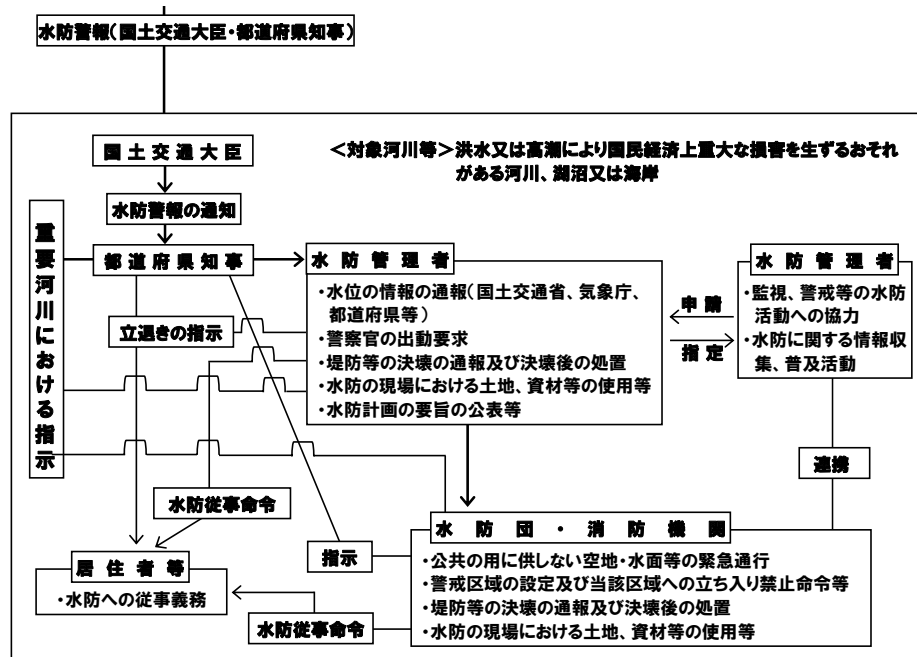
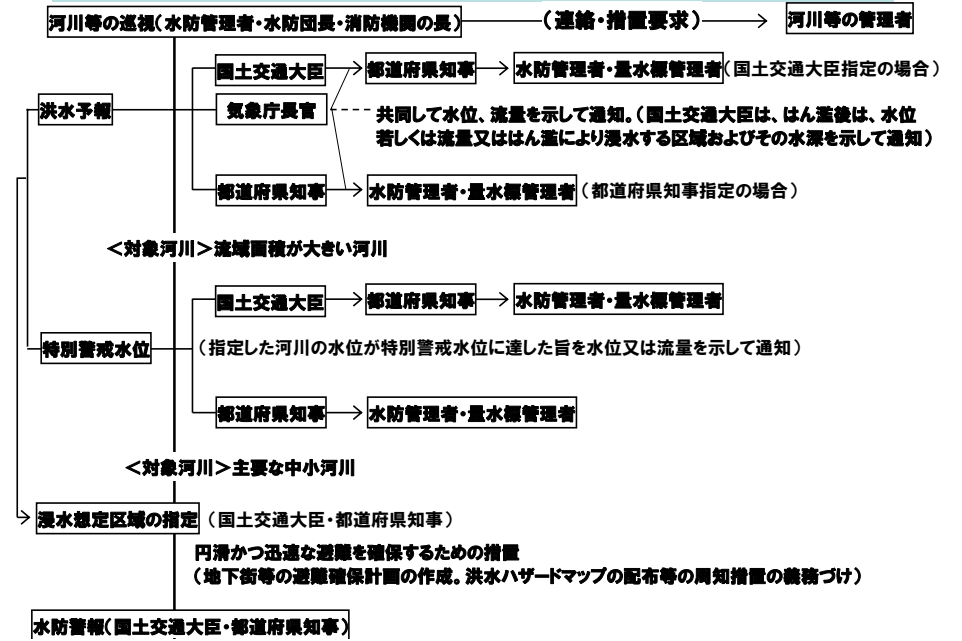
水防法(昭和24年制定)

- 洪水又は高潮に際し、水災を警戒し、防ぎよし、及びこれに因る被害を軽減し、もって公共の安全を保持することを目的とする。

1. 水防組織



2. 水防活動



災害救助法(昭和22年制定)

目的

災害に際して、国が地方公共団体、日本赤十字社その他の団体及び国民の協力の下に、応急的に、必要な救助を行い、災害にかかった者の保護と社会の秩序の保全を図ること。

実施体制

災害救助法による救助は、都道府県知事が行い(法定受託事務)、市町村長がこれを補助する。
なお、必要な場合は、救助の実施に関する事務の一部を市町村長が行うことができる。

適用基準

災害救助法による救助は、災害により市町村の人口に応じた一定数以上の住家の滅失がある場合等(例 人口5,000人未満 住家全壊30世帯以上)に行う。

災害救助法の内容

救助の種類、程度、方法及び期間

救助の種類

1. 避難所、応急仮設住宅の設置
2. 食品、飲料水の給与
3. 被服、寝具等の給与
4. 医療、助産
5. 被災者の救出
6. 住宅の応急修理
7. 学用品の給与
8. 埋葬
9. 死体の捜索及び処理
10. 住居又はその周辺の土石等の障害物の除去

救助の程度、方法及び期間

厚生労働大臣が定める基準に従って都道府県知事が定めるところによる。

強制権の発動

災害に際し、迅速な救助の実施を図るため、必要な物資の収用、施設の管理、医療、土木工事等の関係者に対する従事命令等の強制権が確保されている。

経費の支弁及び国庫負担

1. 都道府県の支弁: 救助に要する費用は、都道府県が支弁
2. 国庫負担: (1)により費用が100万円以上となる場合、その額の都道府県の普通税収入見込額の割合に応じ、次により負担

都道府県の普通税収入見込額の割合に対する国庫負担

普通税収入見込額割合	国庫負担割合
普通税収入見込額の2/100以下の部分	50/100
普通税収入見込額の2/100をこえ4/100以下の部分	80/100
普通税収入見込額の4/100をこえる部分	90/100

災害救助基金について

積立義務(災害救助法第37条)

過去3年間における都道府県普通税収入額決算額の平均年額の5/1000相当額(最少額500万円)を積み立てる義務が課せられている。

運用

災害救助法による救助に要する給与品の事前購入により備蓄物資とすることができる。

災害救助法適用基準(同法施行令)

住家等への被害が生じた場合

区域内の人口に応じ次の世帯数以上であること(令第1条第1項第1号、令別表第1)

災害救助法適用基準(その1)

市町村の区域内の人口	住家滅失世帯数
5000人未満	30世帯
5000人以上, 15000人未満	40世帯
300000人以上	150世帯

身体等への被害が生じた場合

1. 多数の者が生命又は身体に危害を受け又は受けるおそれが生じた場合であって、厚生省令で定める基準に該当するとき(令第1条第1項第4号)
2. 災害が発生し又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とする事。(基準省令第2条第1号)
3. 災害にかかった者について、食品の給与等に特殊の補給方法を必要とし、又は救出に特殊の技術を必要とする事。(基準省令第2条第2号)

災害救助の流れ

